

遺失物取扱いの手引

(施設の占有者の皆様へ)

岡山県警察本部

はじめに

施設占有者が管理している建物などの施設内において、お客様や来訪者が他人の落とし物を拾って届け出たもの及び雇用関係者（正社員、パート、アルバイト、清掃委託作業員等を含む。）が自ら拾得したものについては、遺失物法（平成18年法律第73号）等の各種法令等に基づき、所定の手続をとる必要があります。

正しい手続をとらないと、拾って届け出た方や施設占有者が有するお礼を受け取ることのできる権利や法定期間経過後にその物件等を所有することのできる権利を喪失させてしまうことになりかねません。

本手引書は、落とし物を拾った届出があったとき、施設占有者として対応しなければならない必要な手続を分かりやすくまとめたものです。従業員教育等の参考にご活用いただければ幸いです。

警察署会計課(総務・会計課)

電話

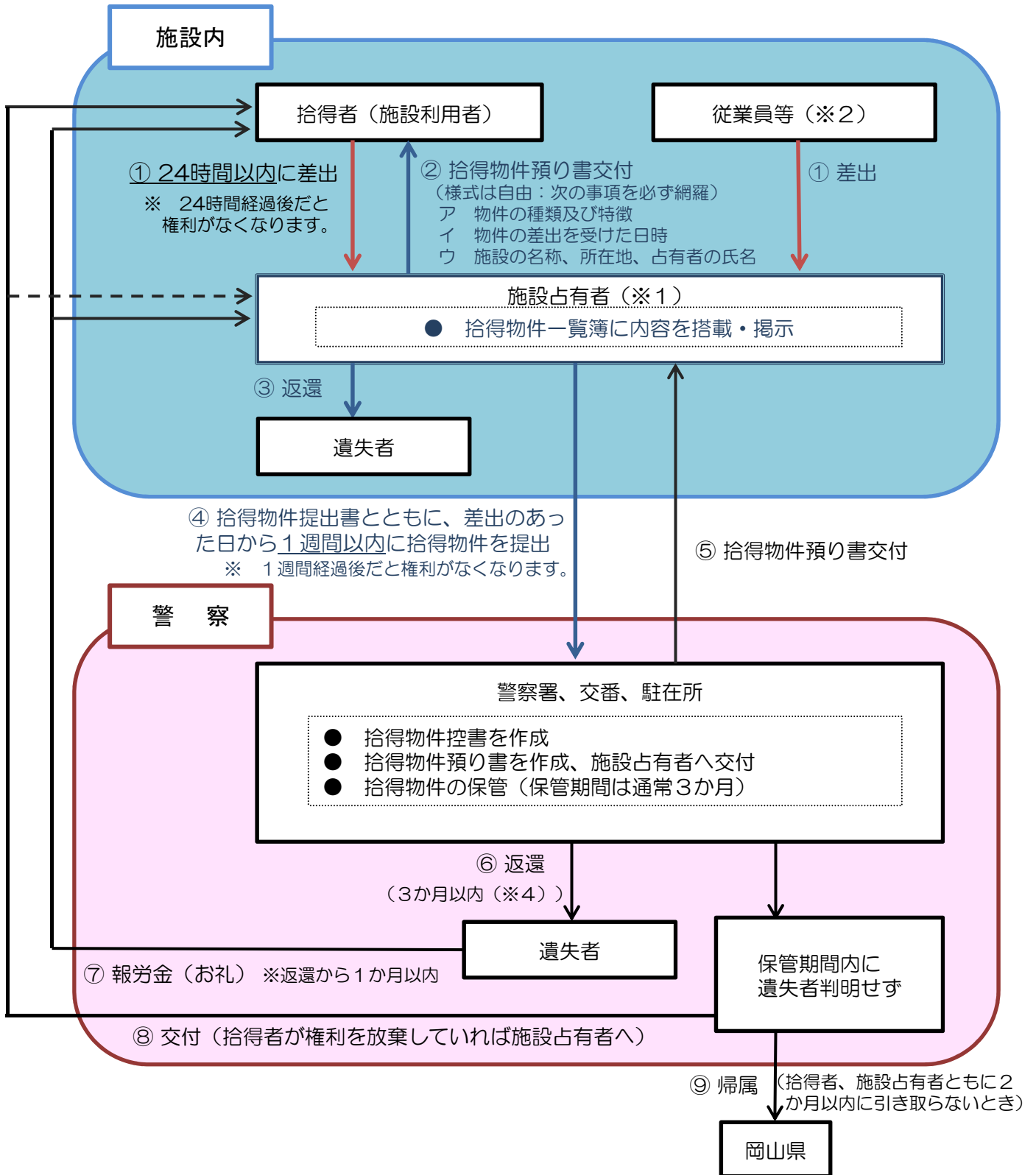
岡山県警察本部警務部会計課監査室

〒700-8512 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6

電話 086-234-0110 (内線2232～2233)

FAX 086-221-2291

1 遺失物取扱いの流れ（特例施設占有者（※3）の場合を除く。）



※1 「施設占有者」とは、施設の占有者のことをいい、店舗の従業員たる店長や鉄道の駅長は

施設占有者には該当しません。(委任を受けている場合は、事前に拾得物を提出している警察署へ委任状の提出をお願いします。)

※2 「従業員等」とは、施設の占有者と雇用関係にある人のことをいいます。スーパー等の場合であれば、レジ担当職員、売り場担当職員、守衛等であり、清掃の委託契約をしている会社の職員等も含まれ、正社員、パート等の雇用形態は問いません。

※3 特例施設占有者の場合、拾得物件の保管が可能であるほか、警察署長への差出が2週間以内であれば権利を失わない等、一部取扱いが異なります。

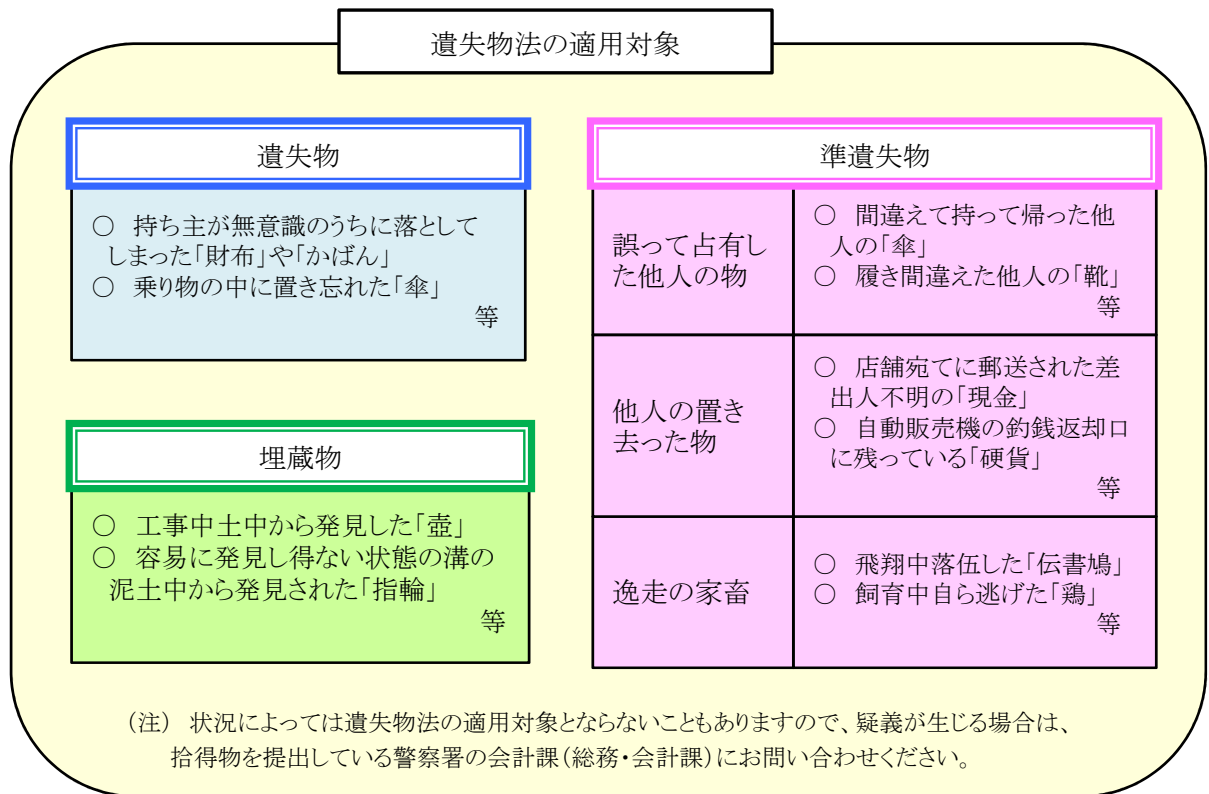
※4 埋蔵物の保管期間は6か月です。

2 遺失物とはなにか

「遺失物」とは、「他人が占有していた物であって、当該他人の意思に基づかず、かつ、奪取によらず、当該他人が占有を失ったもので、それを発見した者の占有に属していないもの(逸走した家畜、家畜以外の動物及び埋蔵物を除く。)」と定義されています。

つまり、持ち主が無意識のうちに落としてしまった「財布」や「かばん」、乗り物の中に置き忘れた「傘」などのことで、預けたものや贈与したもの、捨てたものは含まれません。

また、埋蔵物その他の占有を離れたものについても、「準遺失物」として遺失物法の適用対象となります。



3 施設とはなにか

「施設」とは、遺失物法第2条により「建築物その他の施設(車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。)であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。」と定められています。

この「施設」の占有者を「施設占有者」といい、施設占有者の代理人、使用人その他の従業員が拾得した物件は、当該施設占有者が拾得したものとして取り扱うこととなります。

4 施設占有者とはなにか

「施設占有者」とは、施設を自己のためにする意思(民法第180条)を持って事実上支配していると認められる者のことをいいます。

具体的には、例えば、商店であれば商店主、駅や鉄道車両であれば鉄道事業者が施設占有者に該当します。他方で、商店の従業員たる店長や鉄道の駅長は、占有代理人(民法第181条参照)に過ぎず、自己のためにする意思がないことから、施設占有者には該当しません。

また、貸しビルのテナントのように施設を所有者から賃借している者がいるような場合には、所有者ではなく賃借人が、自己のためにする意思を持って現実には当該施設を支配しているため施設占有者に該当します。

5 拾得物件の所有権は誰が取得するのか

警察署長が物件の提出を受け公告をした後、3か月（埋蔵物にあつては6か月）を経過しても遺失者等が判明しないときは、施設利用者が拾得した場合は施設利用者が、施設占有者（従業員等を含む。以下同じ。）が拾得した場合は施設占有者が、拾得者として、その所有権を取得することとなります。

しかし、施設利用者の拾得の場合で、拾得の時から24時間以内（当該施設が閉まっている時間を除きます。）に施設占有者に差し出さなかった場合は、遺失物法第34条により施設利用者は所有権を取得する権利を失います（「失権」といいます。）ので、施設占有者がその所有権を取得することができません。施設利用者が拾得物件に関する一切の権利を放棄する場合（「権利放棄」といいます。）についても同様です。

なお、施設占有者が施設利用者から交付を受け、又は自ら拾得をした日から1週間（特例施設占有者にあつては2週間）以内に警察署長に提出をしなかった場合は、施設占有者も失権となります。

6 全ての拾得物件について所有権を取得できるのか

次のいずれかに該当する物件については、遺失物法第35条の規定により、所有権を取得することができません。

所有権を取得することができない物件	例
法令の規定によりその所持が禁止されている物（法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であつて政令で定めるものを除く。）	銃砲、麻薬、覚醒剤、爆薬等
個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気式方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）	運転免許証、個人番号カード、身分証明書、旅券、健康保険の被保険者証、預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、定期券等
個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	手帳、日記帳、家計簿、備忘録、個人的な記録が保存されているパソコン、外部記録媒体、カメラ等
遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録	携帯電話、住所録、電子手帳、同窓会名簿等
個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律第2条第2項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録	企業の顧客リスト等

7 施設における拾得者の義務

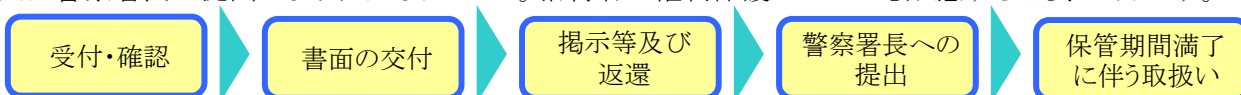
施設内において物件を拾得した者は、速やかに当該施設の施設占有者に物件を交付（差出）しなければならないこととされています。

これは、施設において物を遺失した者は、まずは当該施設に問い合わせることが多いと考えられることから、拾得者に施設占有者への物件の交付（差出）を義務付けておけば、物件の早期返還が図られると考えられたためです。

8 物件の差出を受けた施設占有者の義務等

施設占有者は、遺失物法上の権利を全て放棄したとしても、差出を受けた拾得物の取扱いに関する義務を免れことはできないと解されています。

拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければなりません。拾得者の権利保護についても配慮する必要があります。



9 施設占有者は拾得物をどのように取り扱うべきか

受付・確認

- (1) 拾得者の確認
拾得者が従業員等か施設利用者かを確認してください。
→ 施設利用者の場合は、併せて住所、氏名、連絡先等を確認してください。
→ 従業員等の場合は、「(8)従業員等が拾得した場合」を参照してください。
- (2) 拾得場所の確認
自己が管理している施設・敷地内で拾得されたものであるかを確認してください。
→ 例えば店舗前の路上等管理地以外での拾得の場合は、直接警察署等へ提出するよう案内してください。
- (3) 拾得日時の確認
施設利用者が拾得した場合、拾得した時から施設占有者に差し出されるまでの時間が、拾得者の権利に大きく影響を及ぼしますので、拾得した日時を確認してください。
→ 拾得の時から24時間以内(当該施設が閉まっている時間を除きます。)に差し出された物件については、「(5)権利の確認」をしてください。
→ 24時間経過後であれば、「(7)権利喪失の取扱い」を参照してください。
- (4) 拾得物件の確認
施設利用者から差し出しを受けた拾得物については、必ず拾得者立会の下、物件の内容を確認してください。
→ 「その所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件」である場合は、直ちに警察署に通報し、その措置を照会してください。
- (5) 権利の確認
施設利用者の権利は次の3つです。拾得者にその意思を確認してください。
→ 全ての権利を主張することも、放棄することも、また、一部の権利のみ放棄することもできます。
ア 報労金を請求する権利(遺失物法第28条)
拾得者は、遺失物の返還を受けた遺失者に対し、当該物件の価格の5%から20%の範囲内で報労金を請求する権利があります。
ただし、施設内で施設利用者が拾得した場合は、施設利用者と施設占有者が折半することになります(それぞれ2.5%から10%の範囲内)。施設利用者と施設占有者のいずれかが権利を放棄した場合であっても、折半した額のままとなります。
イ 所有権を取得する権利(民法240条若しくは第241条の規定又は遺失物法第32条第1項)
施設利用者の拾得であっても、当該拾得者が失権又は権利放棄している場合は、所有権を取得する権利は、施設占有者に移ります。
ウ 物件の提出、交付及び保管に要した費用を請求する権利(遺失物法第27条第1項)
この権利だけの放棄はできません。一切の権利を放棄した場合のみ、当該権利の放棄となります。
- (6) 氏名等の告知の同意の有無を確認
遺失者が判明し、返還する際、拾得者の氏名等を告知することに同意するか否かについて、拾得者に確認してください。
→ 前記(5)で権利の意思確認をした際、「ア 報労金を請求する権利」を放棄しなかった場合は、報労金受け渡しのために氏名等の告知に同意していただく必要があります。
→ 拾得者にその旨を説明し、理解を得てください。
- (7) 権利喪失の取扱い
施設利用者が拾得してから24時間以上経過後に施設占有者に物件を差し出した場合は、前記(5)の権利は全て「失権」となります。
→ 拾得者にその旨を説明し、理解を得てください。(遺失物法第34条)
- (8) 従業員等が拾得した場合
前記(2)、(3)、(5)、(6)について、拾得者たる施設占有者として判断することになりますが、次の点が異なります。

- (3)において、「拾得の時から24時間以内」の規定がなく、「拾得した日から1週間(特例施設占有者にあつては2週間)以内」に警察署長に提出しないと失権となります。
- (5)アにおいて、報労金は全て施設占有者が請求することができます。
- (5)イにおいて、所有権を取得する権利は、最初から施設占有者となります。

書面の交付

拾得された物件の所有権を取得する拾得者の権利を保護するため、当該物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者から請求があったときは、当該物件に関する事項等を記載した書面を交付しなければなりません。

→ 交付する書面は、施設占有者の任意のものでよく、例えば、店舗の名刺を活用してその裏面に所定の事項を記載してこれを交付するなどの方法を取ることも差し支えありません。

ただし、次の事項が法定記載事項とされています。(書式モデル①参照)

- ① 物件の種類及び特徴
- ② 物件の交付を受けた日時
- ③ 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

→ 交付する書面に記載する物件の「種類」及び「特徴」については、施設占有者と拾得者との間における紛議を避けるため、次の掲示・閲覧の場合とは異なり、製造者名、模様、材質等詳細に記載するよう努めてください。

なお、「拾得者の請求があったとき」とは、拾得者から施設占有者に対して書面の交付を求める意思表示があったときをいいますが、拾得者は必ずしもこの規定を熟知しているとは限らず、また、警察署長に提出された物件について、拾得者が物件の所有権を取得して警察署長からこれを引き取る際に、警察署長に対して自らが真の拾得者であることを明らかにする必要があるため、拾得者に対し、書面の交付を希望するか否かについて積極的に意思を確認することが望ましいとされています。

→ 拾得者が物件に関する権利を放棄しない旨の意思を表示しているときは、確認するまでもなく、書面を交付してください。

掲示等及び返還

(1) 掲示

不特定多数の者が利用する施設(駅(有人駅)、空港、百貨店、スーパーマーケットその他の商店、ホテル、旅館、娯楽施設、飲食店、公共交通機関の車両、官公庁施設等)の占有者は、差し出しを受けた拾得物件に関する次の事項を、公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- 物件の種類及び特徴
- 物件の拾得の日時及び場所

→ 掲示は、掲示すべき事項を記載した書面を掲示板に掲示したり、掲示すべき事項を記載した黒板を掲出するなど、施設占有者の任意の方法で行えばよいこととされています。

従業員等施設占有者自ら物件を拾得した場合についても、同様です。

→ 遺失者以外の人が遺失者になりすまして拾得物件を引き取ることができないよう、物品のブランド名や具体的なロゴ模様、金額等を明記しないなど、掲示内容には十分配慮してください。

(2) 閲覧

施設占有者は、前記(1)の内容を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

→ 様式例(書式モデル②)を参考に閲覧簿を作成してください。

→ 掲示の場合と同様、遺失者以外の人が遺失者になりすまして拾得物件を引き取ることができないよう、物品のブランド名や具体的なロゴ模様、金額等を明記しないなど、記載内容には十分配慮してください。

(3) 保管

施設占有者は、他人の物件を一時的に預かっていますので、差し出しを受けた物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、善良な管理者の注意をもって、適正な保管(保管場所の確保、保管責任者の指定等)に努めてください。

なお、「善良な管理者の注意」とは、自己の物を保管する場合よりも慎重かつ適切に物件を保管することを意味します。

(4) 返還

遺失者が判明した場合は、遺失者へ返還します。

→ 返還する際に、当該物件が落とした物件ではなく、盗まれた物件であることが判明した場合は、直ちに警察署に通報し、その措置を照会してください。

警察署長への物件の提出

施設占有者は、前記(1)掲示又は(2)閲覧により拾得物件に係る情報を掲示等しても遺失者等が判明しないときは、拾得物件提出書に物件を添えて警察署長に提出してください。

→ 差し出しを受けた日(又は自ら拾得をした日)から1週間(特例施設占有者にあつては2週間)以内に提出しなければ、施設占有者が持つ報労金を請求する権利と物件の所有権を取得する権利を失います。

→ 拾得物件提出書は、施設占有者の任意のものでよく、既に使用している書式がある施設占有者にあつては現在の様式のままで差し支えありませんが、権利関係等の内容を網羅して提出してください。(書式モデル③参照)

→ 物件を提出した際、警察署長から「拾得物件預り書」をお渡しします。この書類は、後日、遺失者等が判明せず、拾得者が物件の所有権を取得して警察署長からこれを引き取る際に必要となりますので、紛失しないようにしてください。万が一、紛失したときは、物件を提出した警察署の会計課(総務・会計課)に連絡してください。

→ 警察署長に提出した後、当該物件の遺失者等が判明し返還の申出があつたときは、提出した警察署名及びお渡ししてある「拾得物件預り書」に書かれている受理番号を案内し、保管の有無、返還手続要領等を当該警察署に問い合わせるよう教示してください。

なお、警察署に提出後、3か月が経過した物件については、遺失者に返還することはできません。

保管期間満了に伴う取扱い

警察署長に提出して3か月(埋蔵物にあつては6か月)を経過しても遺失者等が判明しない物件のうち、施設占有者が拾得者としての権利を有しているものについては、当該物件は施設占有者に交付されます。(遺失物法第35条に掲げる所有権を取得することができない物件を除く。)

→ お渡ししてある「拾得物件預り書」の所定の欄に、施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)を記載し、押印又は署名の上、提出した警察署の会計課(総務・会計課)の窓口にお越しください。(施設占有者が特例施設占有者の場合で、自ら保管する物件の場合は、警察署での手続は必要ありません。)

→ 施設利用者が拾得した物件で、拾得者が権利を有している場合は、当該物件の交付は、警察署長が直接行いますので、施設占有者における前記交付手続は必要ありません。(施設占有者が特例施設占有者の場合で、自ら保管する物件の場合は、特例施設占有者から拾得者に交付してください。)

→ 警察署長に提出した物件で、拾得者が権利を失った物件又は権利を放棄した物件、あるいは、3か月(埋蔵物にあつては6か月)の公告期間経過後物件の所有権を取得した者が、当該取得の日から2か月以内に引き取りに来なかったときは、当該物件の所有権は、岡山県に帰属することになります。

10 電磁的記録媒体による手続について

- (1) 拾得物件を警察署長に届け出る際に、施設占有者及び拾得物件に関する事項を決まったフォーマットでUSBメモリー等に記録し、電磁的記録媒体提出票とともに提出することで、手続ができます。岡山県警察では、拾得物件の情報をパソコンで管理でき、電磁的記録媒体提出票を簡易に作成

成できる「遺失物管理プログラム」を無償で提供しています。このプログラムを活用することにより、拾得物件の検索、照会が容易になるとともに、提出手続の迅速化が図られますので、このプログラムの導入をお勧めしています。

「遺失物管理プログラム」については、岡山県警察ホームページ(「遺失物管理プログラム」のページ)からダウンロードしてください。

(2) 電磁的記録媒体の提出前には、次の事項を事前に警察署に届けておいてください。(様式の定めはありません。)

- ア 施設の正式名称
- イ 施設の正式名称のフリガナ
- ウ 施設の所在地郵便番号
- エ 施設の所在地(住所)
- オ 施設占有者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- カ 施設占有者連絡先(電話番号)
- キ 拾得物件取扱い担当部署

(3) 「遺失物管理プログラム」は、EXCELのマクロ機能を使ったソフトで、数種類のEXCELファイルが連動して動く仕組みになっています。

まず、施設占有者情報(共通情報)を入力します。次に、届いた拾得物件の情報を登録し、最後に媒体出力機能で電磁的記録媒体に情報を書き込んで、電磁的記録媒体提出票とともに警察署に提出するという作業の流れになります。

なお、施設占有者情報(共通情報)については、一度登録してしまえば、修正がない限り再入力は不要です。

(4) 「遺失物管理プログラム」を導入し運用していただく場合、データの標準化を図るため、いくつかの入力上の制約があります。県警察からお渡しするマニュアル(インターネットの同じページからダウンロードすることもできます。)とともに、次の事項に留意してください。

インストール手順については、付録2を参照してください。

「共通情報」の登録画面

ア 住所、所在地は「岡山県」から入力してください。

イ 「電話番号」(問合せ先)は、あらかじめ警察署へ届け出ておいてください。

ウ 「拾得物の保管有無」のうち「有」は、特例施設占有者以外は選べません。

エ 「拾得場所市区町村コード」については、付録3を参照してください。

(岡山県以外の場合は、インターネットの同じページ上の、「地方公共団体コード」から、検索することが可能です。)

物件登録の登録画面(上部)

警察署提出物件

警察署提出物件 特別施設占有者保管物件

登録 メニュー

自動付与番号 00001 整理番号 1800001

拾得情報

拾得日時 2018年 01月 10日 10時 10分 拾得場所区分コード 店舗

拾得場所市区町村コード 331015 拾得場所施設名等 〇〇百貨店岡山店

○ 拾得場所番地等詳細 1Fロビー

拾得者情報

施設占有者 一般拾得者(施設占有者以外)

一般 占有者

権利放棄の申告コード 権利放棄の申告コード 0 放棄しない

氏名等告知の同意コード 氏名等告知の同意コード 1 同意する

権利放棄日

物件情報

オ 拾得場所番地等詳細(例「1Fロビー」など)は必ず入力してください。

(路線バスの場合は、系統番号等を入力しても結構です。)

カ 拾得者情報の欄は、従業員等が拾得した場合は「施設占有者」をチェック、施設利用者が拾得した場合は「一般拾得者(施設占有者以外)」をチェックします。

一般拾得者をチェックすると、下の「一般」の権利関係等の欄が有効になります。

物件登録の登録画面(中部2)

The screenshot shows the '警察署提出物件' (Police Station Submission Property) registration screen. The form includes the following elements:

- 物件種別:** Radio buttons for '警察署提出物件' (selected) and '特例施設占有者保管物件'.
- 自動付与番号:** Input field containing '00001'.
- 整理番号:** Input field containing '1800001'.
- 物件情報:** Radio buttons for '裸現金(現金のみの拾得)' (selected) and 'それ以外(現金以外の拾得あり)'.
- 現金内訳:** A table for entering the amount and type of cash found.

現金内訳	金額	枚数	単位
一万円		枚	円
五千円		枚	円
二千円		枚	円
千円		枚	円
五百円		枚	円
百円		枚	円
五十円		枚	円
十円		枚	円
五円		枚	円
一円		枚	円
記念硬貨		円	円
その他		円	円

ク 現金のみの拾得の場合は、「裸現金(現金のみの拾得)」のラジオボタンを選択し、金種を入力するだけで、「代表物件」の欄は入力しないでください。

現金以外の物品がある場合は、「それ以外(現金以外の拾得あり)」のラジオボタンを選択し、金種を入力します。

物件登録の登録画面(下部)

警察署提出物件

警察署提出物件
 特例施設占有者保管物件

登録 メニュー

自動付与番号 整理番号

代表物件

分類コード	大分類	中分類	種類	点数	色	特徴

その他の物品

分類コード	大分類	中分類	種類	点数	特徴
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

ケ 代表物件とは、原則として、当該拾得物件の一番外側のもの(現金、運転免許証入りの財布であれば「財布」)のことをいいます。

大分類、中分類、種類を、それぞれのプルダウンから選択して登録します。(種類の欄は手入力可能)。

前記「ク」にもあるとおり、現金のみの拾得の場合は、代表物件欄への登録は不要です。

コ 在中品(前記の例で言えば「運転免許証」)を「その他の物品」欄に登録してください。

※ 代表物件が登録されると、その他の物品の1行目が白く反転し、登録可能になります。同様に、1行目が登録されると2行目が反転し、登録可能になります。

11 同意書及び委任状について

同意書

施設内で物件を拾得したお客様が、直接警察署、交番等へ拾得物の届出をされることがあります。法律上は、施設占有者へ届け出ていただくことが原則となります。

しかし、拾って届けてくださったお客様の利便性も考慮し、警察において受理手続を行っていますが、警察において拾得物件の受理をするには、施設占有者の同意が必要となります。

また、お客様からの直接届出を受ける都度、警察から施設占有者に連絡し、同意の確認をいただくのは合理的ではありません。

そのため、あらかじめ「同意書」を提出していただくことにより、事務の軽減及び拾得者の利便性の向上を図ろうとするものです。

同意書の様式例(書式モデル④)を示していますので、拾得物件を提出している警察署への提出をお願いいたします。

委任状

施設占有者は施設の代表者(代表取締役社長等)であり、従業員である店長や駅長は占有者の機関であって占有代理人にすぎないと解されています。店長や駅長、支配人などが拾得物件の届出をしたり、保管期間満了後所有権を取得した物件の交付を受けたりするには、施設占有者(社長等)から拾得物件の取扱いに関する権限の委任を受けておく必要があります。

この委任関係を明らかにするための委任状の様式例(書式モデル⑤)を示していますので、拾得物件を提出している警察署への提出をお願いいたします。

12 特例施設占有者制度について

(1) 特例施設占有者とは

特例施設占有者とは、施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得する物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として遺失物法施行令第5条に定められた要件を満たす、一定の公共交通機関及び県公安委員会から指定を受けた施設占有者のことをいいます。

次の点について、通常施設占有者とは取扱いが異なります。

ア 物件の保管

特例施設占有者となると、10万円以上の価額の拾得物件を除く物件の保管ができるようになります。(遺失物法施行規則に定められている帳簿を整備する必要があります。)

これにより、警察署への物件の搬送の必要がなくなり、通常の物件については3か月後に引き取りに赴く必要もなくなります。

なお、拾得物件を警察署長に提出するか、自ら保管するかは当該施設占有者が選択することとなり、いずれの方法でも差し支えありません。

イ 物件の売却及び廃棄

物件の売却処分及び廃棄処分(いずれも事前に届出が必要)が自らできることとなります。

ウ 拾得者交付

保管期間満了後、拾得されたお客様への「拾得交付」が直接できるようになります。

エ 警察署長への差出期間の延長

通常拾得物については、権利が有効となる警察署長への差出期間が「1週間以内」から「2週間以内」に延長されます。

(2) 公安委員会への申請

一般の店舗等に係る施設占有者が特例施設占有者になるため公安委員会に申請するためには、次のような基準を満たしている必要があります。

ア 年間を通じて、月平均おおむね80件以上の拾得物件の取扱いがあること。

イ 拾得物件を適切に管理できる人員が確保できること。

ウ 3. 3㎡以上の拾得物件の保管スペースを確保できること。

(3) 特例施設占有者に係る罰則規定

特例施設占有者に係る罰則(規定された届出をしない、虚偽の届出をする、定められた帳簿を整備していないなど)については、遺失物法第六章(第41条～第44条)に定められています。

(4) その他

特例施設占有者制度の詳細については、警察本部会計課監査室までお問い合わせください。

13 罰則規定

遺失物法では、施設占有者及び特例施設占有者の取扱い等について、違反等があった場合の罰則規定が設けられています。

主なものは、次のとおりです。

- ・ 拾得物件を遺失者に還付し、又は警察署長に提出しなければならないこと等に違反したことにより公安委員会から必要な指示を受け、当該指示に違反した者
→ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 拾得者の請求に応じて拾得物件預り書を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
→ 30万円以下の罰金

その他、詳細については、遺失物法第六章(第41条～第44条)を参照してください。

書式モデル①

拾得物件預り書

整理番号	
(物件の種類及び特徴)	
[現金]	10,000円
[物品]	財布 (札入れ 黒色 革製 豹柄)
(その他)	
1	キャッシュカード (○○銀行 ××名義)
2	クレジットカード (△△信販 ××名義)
3	()
4	()
5	()
6	()
7	()
8	()
9	()
10	()
拾得日時	2000/7/4 17:15
物件の交付を受けた日時	2000/7/4 18:05
施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	○○百貨店 岡山支店 岡山県岡山市北区内山下2-4-6 ○○百貨店株式会社 代表取締役 倉敷 太郎

この書式はモデルであり、この様式でなければならないというものではありません。任意の書式で代用することは可能ですが、最低でもここに掲げた項目については網羅しなければなりませんので、参考としてください。

上記物件を預かりました。

○○年○○月○○日

○○ ○○ 殿

○○百貨店株式会社

代表取締役 倉敷 太郎

代理人 岡山支店長 岡山 二郎 印

(取扱い ○○ ○○)

拾得物件一覧簿

整理番号	物件の種類及び特徴	拾得日時	取得場所
00001	財布 札入れ 1点 現金	○.07.01 18:00頃	1Fトイレ
00002	指輪(石なし) 1点	○.07.01 19:00頃	1Fロビー
00003	小銭入れ がま口 1点 現金	○.07.01 19:45頃	1F玄関前
00004	現金	○.07.02 13:20頃	B1F食料品売り場
00005	鍵 自転車用 1点	○.07.02 15:15頃	2F婦人服売り場

この書式はモデルであり、この様式でなければならないというものではありません。
任意の書式で代用することは可能ですが、最低でもここに掲げた項目については網羅しなければなりませんので、参考としてください。

拾得物件届出書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。

年 月 日

警察署長 殿

氏名又は名称

印

住所又は所在地

※ 受理番号		電話番号その他の連絡先				
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・ 場 所	交付 日時
	現金(内訳)	物 品				
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備 考	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: yellow;"> この書式はモデルであり、この様式でなければならぬというものではありません。 任意の書式で代用することは可能ですが、 最低でもここに掲げた項目については網羅しなければなりませんので、参考として ください。 </div>					

- 備考 1 ※の受理番号欄には、記載しないこと。番号欄は、差し出しを受けた物件ごとに一連番号を記載する。
- 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 □印のある欄については、該当の□内に✓印を付すこと。
- 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物権の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらの全てを放棄している場合には棄権の□内に✓印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合(24時間を越えて占有者に物件を差し出した等)には失権の□内に✓印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内に✓印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
- 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意しているときは有の□内に✓印を、同意しないときは無の□内に✓印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にも✓印は付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。

(裏面)

番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・ 場所	交付 日時
	現金(内訳)	物 品				
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(内訳)		氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備 考						

年 月 日

同意書

警察署長 殿

印

当施設の利用者の権利を保護し、利便を図ることを目的として、次の事項について同意します。

記

- 1 当施設内において、他人の物件を拾得した者(当施設と雇用関係にある従業員等を除く。)が、当該物件を警察署長へ提出した場合は、提出者が遺失物法(平成18年法律第73号)第13条第1項の手続をとったものとみなすこと。
- 2 警察署長は、1に定める取扱いの都度、拾得物件預り書を提出者に、その写しを当施設の占有者に交付すること。
- 3 本同意書の有効期間は、本日から起算して1年間とするが、有効期間が満了する1か月前までに、貴署又は当施設からの意思表示がないときは、本同意書は更に1年間継続し、本同意書の有効期間は1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

年 月 日

委 任 状

警察署長 殿

印

当施設の拾得物件に係る提出等の一切の手続については、当施設の

に委任いたします。

付録1

遺失物法（平成18年6月15日法律第73号）

遺失物法（明治32年法律第87号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 拾得者の義務及び警察署長等の措置
 - 第1節 拾得者の義務（第4条）
 - 第2節 警察署長等の措置（第5条—第12条）
 - 第3節 施設における拾得の場合の特則（第13条—第26条）
- 第3章 費用及び報労金（第27条—第34条）
- 第4章 物件の帰属（第35条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第40条）
- 第6章 罰則（第41条—第44条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること（埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては、これを発見すること）をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4 この法律において「遺失者」とは、物件の占有をしていた者（他に所有者その他の当該物件の回復の請求権を有する者がいるときは、その者を含む。）をいう。

5 この法律において「施設」とは、建築物その他の施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）であって、その管理に当たる者が常駐するものをいう。

6 この法律において「施設占有者」とは、施設の占有者をいう。

（準遺失物に関する民法の規定の準用）

第3条 準遺失物については、民法（明治29年法律第89号）第240条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第2条第2項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

第2章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第1節 拾得者の義務

第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第3節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前2項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第2節 警察署長等の措置

（書面の交付）

第5条 警察署長は、前条第1項の規定による提出（以下この節において単に「提出」という。）を受けたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付するものとする。

（遺失者への返還）

第6条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

(公告等)

第7条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 物件の種類及び特徴

(2) 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第1項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から3箇月間（埋蔵物にあっては、6箇月間）は、前2項に定める措置を継続しなければならない。

5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により押収されたときは、第1項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

(警察本部長による通報及び公表)

第8条 警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件として国家公安委員会規則で定めるものであるときは、次に掲げる事項を他の警察本部長に通報するものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 公告の日付

(3) 公告に係る警察署の名称及び所在地

2 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(売却等)

第9条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件（埋蔵物及び第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

(1) 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であって政令で定めるもの

(2) その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物

3 前2項の規定による売却（以下この条及び次条において単に「売却」という。）に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

(処分)

第10条 警察署長は、前条第1項本文又は第2項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。

(1) 売却につき買受人がないとき。

(2) 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

(3) 前条第1項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

(返還時の措置)

第11条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を告知することができる。

3 警察署長は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

(照会)

第12条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第3節 施設における拾得の場合の特則

(施設占有者の義務等)

第13条 第4条第2項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 前節の規定は、警察署長が前項の規定による提出を受けた場合について準用する。この場合において、第5条中「前条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「拾得者」とあるのは「施設占有者」と、第11条第2項中「拾得者の同意」とあるのは「拾得者又は施設占有者の同意」と、「拾得者の氏名」とあるのは「その同意をした拾得者又は施設占有者の氏名」と、同条第3項中「拾得者」とあるのは「拾得者又は施設占有者」と読み替えるものとする。

(書面の交付)

第14条 第4条第2項の規定による交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 物件の種類及び特徴
- (2) 物件の交付を受けた日時
- (3) 施設の名称及び所在地並びに施設占有者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(施設占有者の留意事項)

第15条 施設占有者は、第4条第2項の規定による交付（以下第34条までにおいて単に「交付」という。）を受けた物件については、第13条第1項の規定により遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における掲示)

第16条 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に第7条第1項各号に掲げる事項を掲示しなければならない。

2 前項の施設占有者は、第7条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(特例施設占有者に係る提出の免除)

第17条 前条第1項の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を第4条第1項本文又は第13条第1項本文の規定により遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から2週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、第4条第1項本文又は第13条第1項本文の規定による提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければならない。

(公告に関する規定等の準用)

第18条 第7条、第8条及び第12条の規定は、警察署長が前条前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第7条第1項及び第5項並びに第12条中「提出を受けた」とあるのは「第17条前段の規定による届出を受けた」と、第7条第1項第2号中「場所」とあるのは「場所並びに第17条後段の規定により当該物件を保管する特例施設占有者の氏名又は名称及び当該保管の場所」と読み替えるものとする。

(特例施設占有者による遺失者への返還)

第19条 特例施設占有者は、第17条後段の規定により保管する物件（以下「保管物件」という。）を遺失者に返還するものとする。

(特例施設占有者による売却等)

第20条 特例施設占有者は、保管物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができ

る。ただし、第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

- 2 特例施設占有者は、前項の規定によるほか、保管物件（第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が第9条第2項各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、第18条において準用する第7条第1項の規定による公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。
- 3 特例施設占有者は、前2項の規定による売却（以下この条及び次条第1項において単に「売却」という。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。
- 4 売却に要した費用は、売却による代金から支弁する。
- 5 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該保管物件とみなす。

（特例施設占有者による処分）

第21条 特例施設占有者は、前条第1項本文又は第2項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、保管物件について廃棄その他の処分をすることができる。

- (1) 売却につき買受人がないとき。
- (2) 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。
- (3) 前条第1項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

2 特例施設占有者は、前項（第1号を除く。）の規定による処分をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を警察署長に届け出なければならない。

（特例施設占有者による返還時の措置）

第22条 特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

- 2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。
- 3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

（特例施設占有者による帳簿の記載等）

第23条 特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に関し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（特例施設占有者の保管物件の提出）

第24条 第17条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者は、特例施設占有者でなくなったときは、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、保管物件を警察署長に提出しなければならない。

2 第17条後段の規定により物件を保管する特例施設占有者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、前条の帳簿の写しを添付して、当該特例施設占有者が第17条後段の規定により保管していた物件を警察署長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、同号に規定する合併後存続し、又は合併により設立された法人が引き続き特例施設占有者であるときは、この限りでない。

- (1) 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- (2) 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人
- (3) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者（報告等）

第25条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この法律の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特例施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができる。

（指示）

第26条 公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「代理人等」という。）が第13条第1項、第19条、第22条第1項、第23条又は第37条第3項の規定に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、当該施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な指示をすることができる。

- 2 特例施設占有者又はその代理人等が、第20条第1項から第3項まで又は第21条の規定に違反して、保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとしたときも、前項と同様とする。

第3章 費用及び報労金

(費用の負担)

第27条 物件の提出、交付及び保管に要した費用（誤って他人の物を占有した者が要した費用を除く。）は、当該物件の返還を受ける遺失者又は民法第240条（第3条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第241条の規定若しくは第32条第1項の規定により当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とする。

- 2 前項の費用については、民法第295条から第302条までの規定を適用する。

(報労金)

第28条 物件（誤って占有した他人の物を除く。）の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格（第9条第1項若しくは第2項又は第20条第1項若しくは第2項の規定により売却された物件にあっては、当該売却による代金の額）の100分の5以上100分の20以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならない。

- 2 前項の遺失者は、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、同項の規定にかかわらず、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ同項に規定する額の2分の1の額の報労金を支払わなければならない。

- 3 国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公法人は、前2項の報労金を請求することができない。

(費用及び報労金の請求権の期間の制限)

第29条 第27条第1項の費用及び前条第1項又は第2項の報労金は、物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができない。

(拾得者等の費用償還義務の免除)

第30条 拾得者（民法第241条ただし書に規定する他人を含む。）は、あらかじめ警察署長（第4条第2項に規定する拾得者にあっては、施設占有者）に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、第27条第1項の費用を償還する義務を免れることができる。

(遺失者の費用償還義務等の免除)

第31条 遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、第27条第1項の費用を償還する義務及び第28条第1項又は第2項の報労金を支払う義務を免れることができる。

(遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等)

第32条 すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得する。ただし、民法第241条ただし書に規定する埋蔵物については、同条ただし書の規定の例による。

- 2 前項の規定により物件の所有権を取得する者は、その取得する権利を放棄して、第27条第1項の費用を償還する義務を免れることができる。

(施設占有者の権利取得等)

第33条 第4条第2項に規定する拾得者が、その交付をした物件について第30条若しくは前条第2項の規定により権利を放棄したとき又は次条第3号に該当して同条の規定により権利を失ったときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなして、民法第240条の規定並びに第30条並びに前条第1項本文及び第2項の規定を適用する。この場合において、第30条中「警察署長（第4条第2項に規定する拾得者にあっては、施設占有者）」とあるのは、「警察署長」とする。

(費用請求権等の喪失)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、第27条第1項の費用及び第28条第1項又は第2項の報労金を請求する権利並びに民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定により所有権を取得する権利を失う。

- (1) 拾得をした物件又は交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者
- (2) 拾得の日から1週間以内に第4条第1項の規定による提出をしなかった拾得者（同条第2項に規定する拾得者及び自ら拾得をした施設占有者を除く。）
- (3) 拾得の時から24時間以内に交付をしなかった第4条第2項に規定する拾得者
- (4) 交付を受け、又は自ら拾得をした日から1週間以内に第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出をしなかった施設占有者（特例施設占有者を除く。）

- (5) 交付を受け、又は自ら拾得をした日から2週間以内（第4条第1項ただし書及び第13条第1項ただし書に規定する物件並びに第17条前段の政令で定める高額な物件にあっては、1週間以内）に第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出をしなかった特例施設占有者（第17条前段の規定によりその提出をしないことができる場合を除く。）

第4章 物件の帰属

（所有権を取得することができない物件）

第35条 次の各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定にかかわらず、所有権を取得することができない。

- (1) 法令の規定によりその所持が禁止されている物（法令の規定による許可その他の処分により所持することができる物であって政令で定めるものを除く。）
- (2) 個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証する文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）
- (3) 個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録
- (4) 遺失者又はその関係者と認められる個人の住所又は連絡先が記録された文書、図画又は電磁的記録
- (5) 個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人情報データベース等をいう。）が記録された文書、図画又は電磁的記録（広く一般に流通している文書、図画及び電磁的記録を除く。）

（拾得者等の所有権の喪失）

第36条 民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定により物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から2箇月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失う。

（都道府県への所有権の帰属等）

第37条 物件（第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。）について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は第7条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後3箇月以内（埋蔵物にあっては、6箇月以内。次項において同じ。）に遺失者が判明しない場合において、民法第240条若しくは第241条の規定又は第32条第1項の規定により所有権を取得する者がいないとき（その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。）は、当該物件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

- (1) 警察署長 当該警察署の属する都道府県（第35条第1号に掲げる物に該当する物件にあっては、国）
 - (2) 特例施設占有者 当該特例施設占有者
- 2 警察署長は、第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出を受けた物件のうち、第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第7条第1項の規定による公告をした後3箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。
- 3 特例施設占有者は、保管物件のうち、第35条第2号から第5号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当するものについて、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は第十八条において準用する第7条第1項の規定による公告をした後3箇月以内に遺失者が判明しないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかにこれを廃棄しなければならない。

第5章 雑則

（権限の委任）

第38条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

（経過措置）

第39条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国家公安委員会規則への委任）

第40条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第6章 罰則

第41条 第26条の規定による指示に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
- (2) 第20条第3項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者
- (3) 第23条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第24条第1項の規定に違反して保管物件を提出しなかった者
- (5) 第25条第1項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (6) 第25条第2項の規定に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (7) 第37条第3項の規定に違反した者

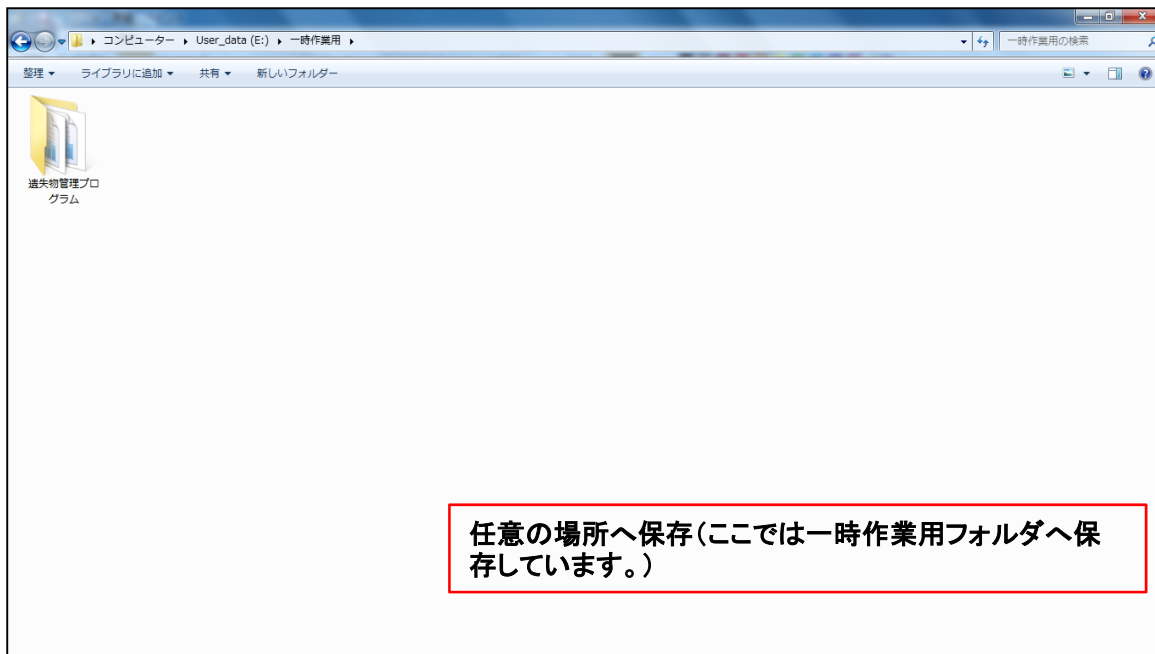
第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第44条 第24条第2項の規定に違反して物件を提出しなかった者は、20万円以下の過料に処する。

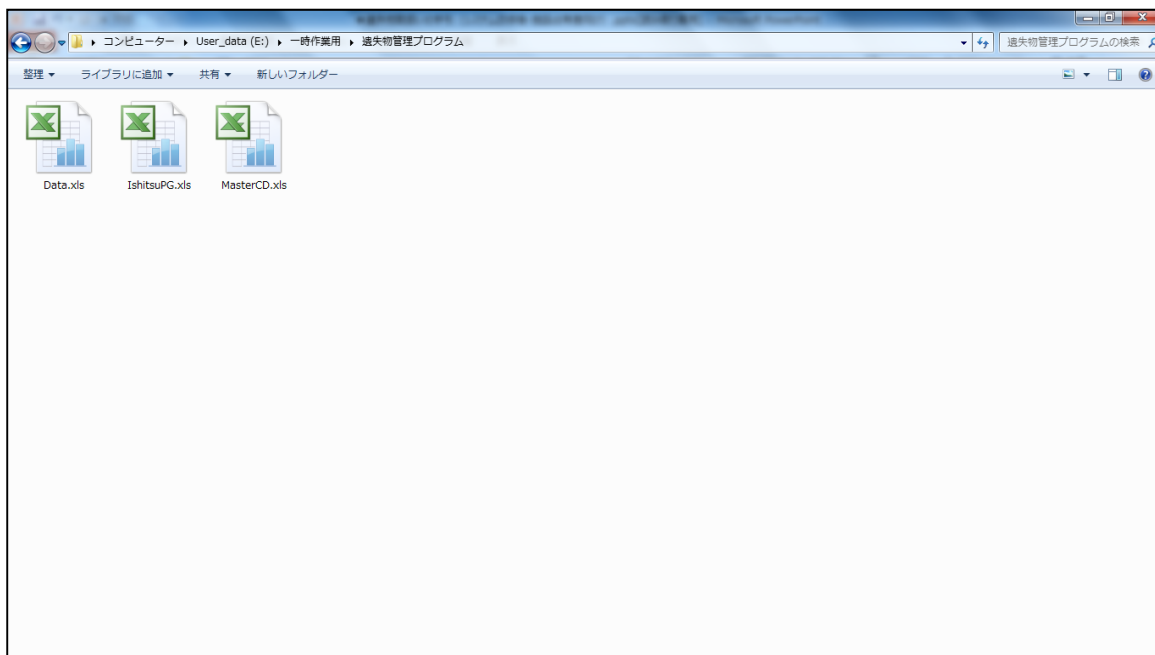
附 則 抄

遺失物管理プログラムインストール手順

1 岡山県警察ホームページからダウンロードします。

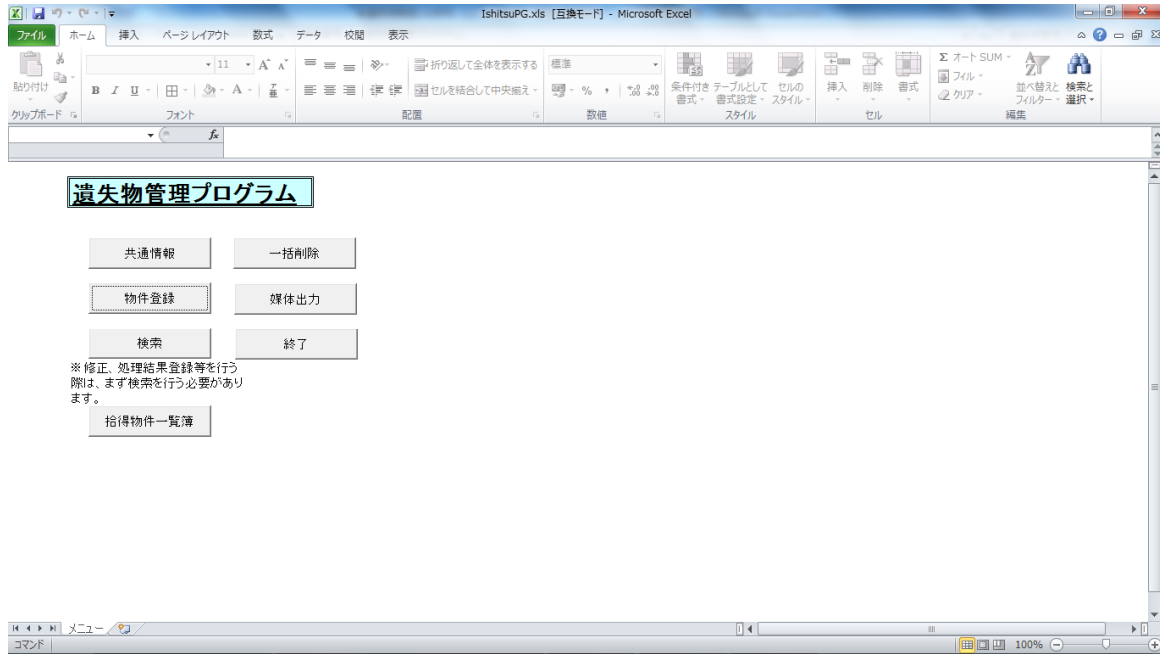


2 保存した遺失物管理プログラムのファイルをダブルクリックします。 「IshituPG.xls」をダブルクリックして起動します。 マクロは必ず有効にしてください。



3 自動的にExcelの3種類のファイルが同時に起動します。

なお、「Data.xls」及び「MasterCD.xls」は、パスワード管理されており、使用することはありません。



付録3 拾得場所市区町村コード

コード	市区町村	コード	市区町村
331015	岡山市北区	332143	真庭市
331023	岡山市中区	332151	美作市
331031	岡山市東区	332160	浅口市
331040	岡山市南区	333468	和気町
332020	倉敷市	334235	早島町
332038	津山市	334456	里庄町
332046	玉野市	334618	矢掛町
332054	笠岡市	335860	新庄村
332071	井原市	336068	鏡野町
332089	総社市	336220	勝央町
332097	高梁市	336238	奈義町
332101	新見市	336432	西粟倉村
332119	備前市	336637	久米南町
332127	瀬戸内市	336661	美咲町
332135	赤磐市	336815	吉備中央町